

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日： 令和5年3月30日

| | | |
|--------------|----------------|--------------------------|
| 評価 機 関 | 名 称 | 公益社団法人広島県社会福祉士会 |
| | 所 在 地 | 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 |
| | 事業所との契約日 | 令和4年8月17日 |
| | 訪 問 調 査 日 | 令和5年1月19日 |
| | 評価結果の確定日 | 令和5年3月20日 |
| | 結果公表にかかる事業所の同意 | あり |

I 事業者情報

(1) 事業者概況

| | | | | | |
|------------|---|----------|--------------|------|-----|
| 事業所名称 | 生活介護事業所 宮領デイセンター | 種 別 | 生活介護事業所 | | |
| 事業所代表者名 | 管理者 堀川 勝彦 | 開設年月日 | 平成30年4月1日 | | |
| 設置主体 | 社会福祉法人 平成会 | 定 員 | 20人 | 利用人数 | 23人 |
| 所 在 地 | 〒739-2103 広島県東広島市高屋町宮領172番地4 | | | | |
| 電話番号 | 082-426-6440 | F A X 番号 | 082-426-6443 | | |
| ホームページアドレス | https://heiseikai.org/ | | | | |

(2) 基本情報

| サービス内容（事業内容） | 事業所の主な行事など |
|--------------|------------------------------------|
| 生活介護事業 | ・ ドライブ(毎日の行事) |
| 日中一時事業 | ・ 誕生会(毎月の行事) |
| | ・ 節分 |
| | ・ クリスマス会 |
| | ・ スイカ割り、かき氷づくり |
| | ※ 個人のニーズにあった活動を提供 |
| 居室の概要 | 居室以外の施設設備の概要 |
| | ・ 食堂 1か所 ・ 静養・医務室 2か所 |
| | ・ 配膳室 1か所 ・ 浴室 1か所 |
| | ・ 和室 1か所 ・ 会議・相談室 1か所 |
| | ・ 事務所 2か所 ・ ロッカー室 2か所 |
| | ・ 作業室 4か所 ・ 個人のパーソナルスペース 13か所 |
| | ・ 便所 7か所 ・ 大広間 1か所 |

職員の配置

| 職 種 | 人 数 | 職 種 | 人 数 |
|------------------|-----|------------------|-----|
| 管理者(サービス管理責任者兼務) | 1 | 精神保健福祉士 | 1 |
| 支援員 | 17 | 介護福祉士 | 5 |
| 准看護師 | 1 | 保育士 | 5 |
| 運転手(パート) | 4 | 准看護師 | 1 |
| 配膳員(パート) | 1 | 管理栄養士(支援員:有資格所持) | 1 |
| 清掃職員(障害者雇用) | 1 | ※重複有資格者あり | |
| 社会福祉士 | 4 | | |

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

- ・宮領デイセンターは、「国際学術研究都市」東広島市に位置し、JR山陽本線西高屋駅より徒歩15分です。社会福祉法人平成会は半世紀を超える歴史を有しています。現在、広島中央地域の東広島市、竹原市の4拠点に障がい者の就労支援施設、パン屋さんや子育て支援施設、保育園等の複合的な機能をもつ本部を中心に、入所施設、通所施設、相談支援事業、多機能型事業所等の多岐にわたる13事業所を運営され、第三者評価は法人として5事業所目です。法人全体の令和4年度の事業計画は、多様な地域の福祉ニーズへの体制づくり、発達障害支援体制の強化、就労支援科目の開発・充実を掲げられており、いずれも複数年にわたり、第2期中期経営計画の中で内容の具体化を進めておられます。
- ・更に令和4年2月に法人理念の「共に考え、共に輝き、共に飛躍する」「地域への貢献」に基づき、「東広島SDGs未来都市」のパートナーとして参画され、「ワークライフバランスの実現と質の高い人材育成」、「環境にやさしい職場での取組み」等、13項目の取組みの宣言をされています。
- ・「東広島SDGs未来都市」のパートナーの活動を通して、サステナブルな多様な取組みを法人全体として、各事業所ごとに展開されており、利用者様、地域の皆様、職員の皆様が心豊かな地域共生社会の実現づくりを推進されますことをご期待申し上げます。

◎特に評価の高い点

- ・「東広島SDGs未来都市」のパートナーとして、地域共生社会の実現をめざす～法人の13事業所、77の地域貢献～法人の基本理念の「共に考え共に輝き共に飛躍する」「地域貢献」があり、SDGsの活動を通して、法人の13事業所にて、93事業の展開、77件実施の地域貢献（令和4年度）を利用者・地域・職員の皆様全員が心豊かな暮らしが実感できる地域共生社会の実現をめざして、取り組んでおられます。
- ・社会福祉法人の経営透明化・ワークライフバランスの取り組み
平成会の経営の透明化を推進され、法人経営状況、教育制度、キャリアパス制度等について全職員に周知されています。ワークライフバランスに取り組まれ、「あおぞら保育所」（企業主導型保育事業）を整備され、出産による離職率は0%、育休取得者数は25名（令和3年次実績）で有給休暇・育休制度の利用を推進し、又、子育て期には準社員に切り替え、その後は正社員に戻るという選択ができる制度もあり、男女共に子育てと仕事の両立ができる職場環境づくりに努めておられます。
- ・人材確保、定着、育成の取り組み
法人の事業拡大に伴い、人材確保等を事業計画、中期経営計画にも法人の優先的取り組みとして位置づけ、各事業所からの人材確保チームにより、就活サイトへの登録、大規模ガイダンスへの参加等により、現在は採用計画を超える応募者があり、職員確保を図られています。更に年間採用スキームの構築を図っておられます。「自ら考えて行動できる職員」を職員像として掲げ、法人内研修、本人の希望による外部研修でサービスの質の向上のため、外部の産業カウンセラー、発達障がいにかかる専門講師を招聘して、計画的な人材育成に取り組んでおられます。また、新採用職員の人材育成等のため、2名の「教育トレーナー」が1年間つく「新規採用職員サポート制度」を実施されています。
- ・専門性を高める取り組み
専門性を高めるために、資格取得奨励金制度・資格手当等を設けて資格取得を推奨されています。利用者に関係する社会福祉士37名（4名）・精神保健福祉士15名（1名）・介護福祉士82名（5名）・保育士35名（5名）・臨床心理士・公認心理士3名、理学療法士1名で、資格取得者は169名です。職員総数は295名で国家資格有資格率は57.2%と高率です。（令和5年3月1日現在、職員数は295名です。宮領デイセンターは（）内人数です。）
- ・法人全体として、発達障がいのある人への専門的取り組み
現在、発達障がいにかかる対応が地域からも求められており、法人の事業計画に、「発達障害支援体制の強化」を掲げられ、「発達障害支援委員会」により年間を通しての委員会活動、事例検討等を行っておられます。又、「発達障害支援委員会」と「自閉症支援専門チーム」が連携体制を確立し、課題を明確にして、解決までのプロセスの構築も図っておられます。令和5年6月に児童発達支援事業・放課等デイサービス事業の「多機能型療育サポートかぼの」を開設をされ、法人全体の発達障がい支援を牽引し、更なる発達障がいにかかる専門的取り組みの推進を進めておられます。
- ・障がいの特性により、一人ひとりの持てる力を活かす活動
・障がいの特性に応じて、文字や絵、写真、具体物など利用者に分かる物を用いて利用者のやりたいことやできることを把握し、個別支援計画に盛り込まれています。利用者一人ひとりにあったスケジュール、特性にあった活動の提供、一人ひとりのペースにあった環境（パーソナルスペース）を設定し、個々の活動内容を利用者の分かる物（絵カード、写真等）にして掲示し、活動開始や終了を視覚化することで利用者自ら行動できるように工夫されています。専門性を活かして、利用者の持てる力を活かす活動・引き出す支援を提供されています。

◎特に改善を求められる点

◎苦情解決につきまして

法人内では、第三者委員「広島人権擁護センターほっと」から定期的に、利用者・職員の方々の希望、意見等についての聴きとりを行っております。当事業所では、毎日の連絡帳によりご家族と連絡・相談等をされていますが、第三者による利用者の方々への希望等を聴き取る体制の整備が望まれます。(管理運営編N022

意見を述べやすい体制の確保①)

◎重要事項説明書につきまして

・利用者の方がわかりやすく、更にふりがな(ルビ)付きの「わかりやすい版」の利用契約書及び重要事項説明書の作成を提案致します。(管理運営編N0 30サービス提供の開始② サービス編No17)

◎災害時の協力について

災害訓練は地元関係機関と合同で行っておりますが、いつ起こるかわからない災害に備えて、地元関係機関と災害協定の締結をされ、相互に支え合う関係を深めて行かれることを提案します。(サービス編No37)

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

宮領デイセンター支援の3本柱「障害特性の理解」「課題抽出・問題解決」「ニーズの把握」に触れて頂き、エビデンスに基づいた支援の提供、特性に配慮した環境パーソナルスペースの確保等高い評価を頂きました。法人として取り組んでいる重要課題の一つに発達障害支援の強化があります。宮領デイセンターも発達障害のある方への専門的な取り組みを重点的に行っている中で、実際の支援を見て頂いた事、日ごろ行っている支援を知って頂いた事は私たちが利用者との関わりに誇りをもつ機会ともなり、また励みとなりました。また法人全体で取り組んでいる地域貢献、SDGs、共生社会の実現、人材育成等の取り組みを知って頂けました。今後も社会福祉法人としても責務を果たしていきたいと思えます。

改善点としてご指摘ありました苦情解決への取り組み、重要事項についての「分かりやすい版」は日頃発達障害特性のある利用者へ分かりやすい支援をしている自負の中で、目の覚めるご指摘であり大変ありがたいものでした。今後も利用される皆様が安心して通われる事業所を目指し、更なるサービスの向上へ繋げていく所存です。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

| | | |
|---------------------|---|--|
| 1 福祉サービスの基本方針と組織 | (1) 理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2 | <p>社会福祉法人平成会は障がいのある人の人格と個性を尊重し、地域社会において自立した生活ができるように支援し、地域共生社会の実現をめざすことを目的とし、理念は「共に考え、共に輝き、共に飛躍する」「感性を養い、思いやり、優しさを育む」「地域への貢献」「専門職であることの自覚」です。倫理及び行動基準は、個人の尊厳・人権の擁護・社会への参加・信頼の確保・専門的な支援理念を明文化されています。</p> <p>理念を事業所の掲示板・事務室に掲げ、更にホームページ等に示されています。又、毎年、新規採用職員研修、法人内職員研修で、法人としての理念・倫理及び行動基準の周知を図られ、法人理念等が職員個々人の行動の源になるように、繰り返し周知・研修に取り組んでおられます。</p> |
| | (2) 計画の策定 自己評価：NO. 2-4 | <p>事業計画は職員会議で検討し、利用者・家族の要望、更に地域からの要望を反映して計画策定しています。事業計画の内容は、職員会議で説明して、内容の共有化を図っておられます。</p> <p>中長期経営計画は、当法人は入所型施設の「西の池学園」を昭和44(1969)年に創設し、現在、半世紀を超える歴史を刻み、地域移行に取り組み、グループホーム、通所事業所等を創設し、現在では東広島市高屋町を中心に竹原市を含めて13の事業所を展開されています。</p> <p>次の時代のニーズを見通し、将来構想として中長期経営計画として、各事業所の現状、課題を明確にして経営管理、経営資源、人材確保・育成・定着、地域との連携、財務シミュレーション等を総括表で整理し、職員、理事会・評議員会の役員一丸で取り組んでおられます。法人全体で進捗状況の管理が行われ、事業計画と共に今後の課題、年次毎の取組事項にかかる中長期経営計画の進捗状況について、年次ごとの進捗状況確認と検証、見直しを行っておられます。</p> |
| | (3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6 | <p>サービス管理責任者の事務分掌、全職員の業務分担・分掌を定め、管理者は、法令遵守の重視、経営の透明化、地域に一層貢献できるようにリーダーシップを発揮されています。利用者の障害特性アセスメントシートを作成し、ニーズ把握、課題解決のためエビデンスに基づき、サービスの質の向上を図っています。職員の意見が施設運営に反映するシステムとして、業務管理シート(Do-CAPシート)及びアンケート「私の仕事について」を活用して年2回の個人面談を実施し、適材適所、キャリアアップを目的とした人事異動を法人内で実施されています。更に管理者は、月次ごとに利用率、財務等の分析を行い、経営や業務の効率化と改善を推進するため、指導力を発揮されています。</p> |
| 2 組織の運営管理 | (1) 経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8 | <p>社会福祉全体の動向について、法人全体の幹部職員による経営会議への参加、福祉専門誌、更に東広島市障害者支援部会、広島県知的障害者福祉協会地域支援部会への参加、東広島市はあとふる、自立支援協議会、学校等と連携され、利用圏域における利用者動向の分析を行い、地域ニーズの把握、分析を行っておられます。社会保険労務士、法人の公認会計士等から専門的助言等を受けられ、経営分析を行っておられます。</p> |
| | (2) 人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保等について、法人として中期経営計画に明記し、法人全体として「人材確保委員会」等により、人材確保、人材育成、定着に取り組んでおられます。当法人は『魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま』にて優良法人の「プラチナ認証法人」の認証を取得し、過去3年間の新卒採用者の定着率は93.8%です。あおぞら保育園(企業主導型保育事業:令和2年2月)を開設され、有給休暇の取得、育休制度の取得を推進され、育休取得者数は25名(令和3年度実績)で、育休後は全員が職場復帰され、男女共に子育てと仕事の両立ができる職場環境の整備に努めておられます。 ・法人として人事、発達障がいの外部講師と契約をされています。研修は法人内研修・外部研修があり、法人内研修体系は、職位に応じ、新人・中堅職員を対象として一般職員研修、次世代研修、指導職研修、管理職研修、人権研修等で、年間研修は14回、参加者は438人です。本人希望等による外部研修は、42件、193人で、専門的知識や技術等を習得し、サービスの質の向上のための外部研修も推奨されています。(令和3年度実績) ・新人研修として、新採用職員の人材育成、不安解消等のため、1年間、2名の「教育トレーナー」がつく「新規採用職員サポート制度」があり、気軽に相談ができ、安心して働くことができる体制を整えておられます。 ・職員の質向上のための資格取得支援として、奨学金、更に資格取得の報奨金制度・資格手当等により資格取得のバックアップを行い、当法人の有資格状況は高く、法人として社会福祉士37名、精神保健福祉士15名、介護福祉士82名、保育士35名、臨床心理士・公認心理士3名、理学療法士1名(総職員数295名、令和5年3月1日現在)です。 ・法人としてキャリアパス制度を全職員に周知され、人事考課は本人評価、上司評価で行っています。上司は年2回「業務管理・評価シート(Do-CAPシート)」及び「私の仕事について」のシートの意見をもとに面談し、人事異動に反映しています。 ・実習生の受け入れについて法人は次世代を担う人材育成を社会的責務と明記し、積極的に実習生受け入れをされていますが、コロナ禍で感染症対策を行っていたこと等により、令和3年度は、当事業所に特別支援学校より実習生5名、社会福祉士ソーシャルワーク実習生1名を受入れておられます。 |
| | (3) 安全管理 自己評価：NO. 13 | <p>社会福祉全体の動向について、法人全体の幹部職員による経営会議への参加、福祉専門誌、更に東広島市障害者支援部会、広島県知的障害者福祉協会地域支援部会への参加、東広島市はあとふる、自立支援協議会、学校等と連携され、利用圏域における利用者動向の分析を行い、地域ニーズの把握、分析を行っておられます。社会保険労務士、法人の公認会計士等から専門的助言等を受けられ、経営分析を行っておられます。</p> |

| | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|---|
| 2 組織の 運営管理 | (4) 設備環境 自己評価：NO. 14-15 | 緊急時対応マニュアル(救急、火災、感染、災害等)、連絡網について整備されています。リスクマネジメント委員会が設置され、毎月、ヒヤリハット事例の検証を行い、発生要因の分析と再発防止の検討を行っています。感染症予防対策委員会が設置されており、予防措置として、標準予防措置の徹底、事業所内感染症発生時の対応、感染症に対する啓発として、地域感染ネットワークへの参加等、手袋の着脱、ガウンテクニックのデモンストレーションを実施され、感染症予防等の対策に努めておられます。 |
| | (5) 地域との連携 自己評価：NO. 16 | 当法人設立時から地域との関係、かかわりを大切にされ、現在、法人の柱として、地域貢献を中期計画・事業計画書に位置づけられています。当法人の本部の広島県東広島市高屋町を活動の中心として、東広島SDGs未来都市のパートナーに参画され、法人理念に基づくサステナブルな多様な取り組みを展開され、13項目の取り組みを宣言し、地域と共に、心豊かな地域共生社会の実現をめざし、取り組まれています。法人全体の事業所で、地域の団体、地域の住民の方々と積極的に繋がり、地域の様々な行事やイベントに参加され、当法人全体で場所提供、敬老会等の会場設営、会場までの送迎等、設備、人材等を提供されています。当法人のある東広島市高屋町を活動の中心とした「高屋地域安心生活プロジェクト」を令和3年4月に法人内で立ち上げられ、「小谷小学校区市民協働まちづくり協議会」と連携し、法人の事業所の「あおぞらばん屋さん白路店」に地域の方々が集いつながる場としての「憩いの場小谷」を令和3年12月にオープンし、野菜市、地域共生の行事を開催され、地域で活用されています。竹原市田万里町の限界集落再生プロジェクトの支援、法人の事業所と竹原市社会福祉協議会が連携して、高齢者の買い物支援の一環として、送迎、集いの場づくり等を実施されています。同一法人宮領拠点で、「わくわく子ども教室」、「宮領地区防火学習会」に参加し、車いすの移動介助の基本を実施し、更に地域内の除草活動を定期的に実施されています。 |
| | (6) 事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18 | 東広島市障害者自立支援協議会、権利擁護部会等、当法人の経営会議を通して事業所としての意見を提示されています。更に制度の動向等について、外部研修会等に積極的に参加されています。財務諸表は、法人全体としての内容をホームページで公開されています。 |
| 3 適切な 福祉サ ービス の実施 | (1) 利用者本位の福祉サービス 自己評価：No. 19-24 | 法人理念・行動基準・倫理綱領が職員個々人の行動の基になるように、法人の中期経営計画の冒頭に掲げ、毎日、利用者の方々が通所時に確認される2階の入口、1回の事務室に掲示され、周知・説明に努めておられます。理念・倫理及び行動基準について毎年、施設長による研修、法人で作成した「接遇の指針」を用いて新規採用職員研修、更に法人全体職員を対象とした外部講師による人権研修を実施し、利用者の尊厳・基本的人権についての理解を深めておられます。個人情報保護規程を整備し、ケース記録等は管理責任者がロッカーに施錠し、適切に管理されています。 ◎法人内では、第三者委員「広島人権擁護センターほっと」から定期的に、利用者・職員の方々の希望、意見等についての聴きとりを行っておられます。当事業所では、毎日の連絡帳によりご家族と連絡・相談等をされていますが、第三者による利用者の希望等を聴き取る体制の整備が望まれます。 |
| | (2) サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28 | 当事業所の利用者の方々は、発達障害・強度行動障害の方が多く、平均障害支援区分は5.7、平均年齢は27.4歳で、一人ひとりの障がい特性に応じた支援を提供されています。「支援者のための発達障害支援ガイドブック」(広島県)に基づいて、宮領デイセンター支援の3本柱として、「障害特性の理解」「課題抽出・問題解決」「ニーズの把握」を掲げ、障害アセスメントを行い、障害特性シートを作成しニーズを把握し、エビデンスに基づいた支援の提供に努めておられます。ほぼ毎日15分以内での利用者の方々への支援等を話し合う「ほぼまいミーティング」を実施し、更に、支援の課題を話し合う「週2回の課題解決ミーティング」を行っておられます。支援は、「利用者支援手順書」により、サービス・支援内容の質の確保を図り、ケース記録はITによる業務管理システム(サイボウズ)を導入し、ペーパーレス化にも取り組み、記載事項は必要時にプリントアウトして共有化を図られています。令和5年度より、宮領拠点の「宮領ワークセンター」(就労移行支援事業・就労継続支援B型事業)と連携した生産に繋がる活動の開始のための支援計画を、サービス管理責任者を中心に、利用者一人ひとりに職員全体のチームで取り組み作成され、その手順書と職員全体への報告書を作成して、円滑に実施できる取り組みを予定し、現在では2名の方が活動への着手を行っておられます。 |
| | (3) サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32 | パンフレット、ホームページを作成し、東広島市子育て・障害総合支援センター(はあとふる)・法人内各事業所等に置き、広く必要な情報提供を行っています。法人としての広報誌を年4回発行し、各事業所の生活や行事等を伝える工夫を行っておられます。サービスの開始については、利用者や家族に理解して頂けるように丁寧なわかりやすく説明され、契約については家族と共に本人の意思確認の上、契約を行っておられます。 ◎利用者の方がわかりやすく、更にふりがな(ルビ)付きの「わかりやすい版」の利用契約書及び重要事項説明書の作成を提案致します。 |

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：障害分野 入所施設

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| 1 事業所 運営 体制の 基本 | (1) 安心・安全・快適 自己評価：NO. 1-7 | <p>事業所は開設5年目を迎えられました。2階建てで、エレベーターが設置され、バリアフリー構造で通路は車椅子2台分の広さが確保されています。玄関をはじめ、各所の手洗い場には、アルコール消毒液、ペーパータオルが備えてあり、清潔が保たれています。室温も適温に調整されており、快適な環境です。玄関フロアには利用者と一緒に作られた季節の作品が掲示してあります。</p> <p>災害時のマニュアルは、毎年度初めに法人全体で見直しを行い、職員に周知されています。迅速に対応できるよう職員研修や訓練を実施されています。今年度は水害を想定した訓練を行われました。不審者侵入に関しては行政や地域とのネットワークがあり、SNSで不審者情報が入る仕組みがあります。業務終了後は電子錠が作動し、警備会社と連携の下に対応する体制ができています。食中毒・感染症の発生予防・対策、食材管理等については調理を委託している隣接法人の宮領ワークセンターと連携して行われています。検便は、事業所の配膳担当職員も月一度実施しておられます。食材の管理、温度管理などの記録も徹底し、利用者が安心・安全・快適に過ごせるよう努めておられます。</p> |
| | (2) 個別支援計画にもとづく支援の仕組み 自己評価：NO. 8-11 | <p>個別支援計画策定に関しては統一した手順、様式で行われています。利用者の意向は日々の発言や様子、文字や絵などを提示して把握されています。自閉症・発達障がい特性アセスメント、自立課題のアセスメントを行い、数種類の作業を体験してもらう中で、本人のできることや好きなことを把握し、タスク計画シートを作成されています。きめ細かなアセスメントから、一人ひとりに適した根拠ある環境設定、作業活動を提供し、利用者の力を引き出す支援をされていることが伺えました。3か月ごとに家族を交えてモニタリングを実施し、6か月ごとに計画の見直しを行なわれています。変化があった場合は、その都度見直しが行われます。</p> <p>サービス終了の事例はありませんが、いつでも対応できるように準備は整えられています。</p> |
| | (3) 利用者の人権の尊重 自己評価：NO. 12-15 | <p>理念や基本方針に利用者の人権・尊重について明記されています。マニュアルが整えられ、法人全体での人権研修を実施されており、職員に周知されています。介護場面ではプライバシーや羞恥心に配慮し、同性介助を実施するなど利用者の人権を守る取り組みをされています。また、虐待防止委員会を中心にチェックリストを活用し、虐待やプライバシー保護について、毎月振り返りを行われています。日課や活動内容に関しては利用者個々の障がい特性に応じて、文字やイラスト、写真等を利用して伝え、利用者自身が理解でき、判断しやすいように工夫されています。</p> <p>利用者の平均障害区分は、5, 7です。事業所では、次年度、隣接の同一法人就労継続B型事業所と連携して、利用者の障がい特性に合った就労活動を行い、工賃に結びつけたいと計画しておられます。そのために、日々の様子をアセスメントとして記録し、個々の特性に適した作業環境とジグ(道具)を検討されています。</p> |
| | (4) 人材養成 自己評価：NO. 16 | <p>法人の広報誌を近隣住民に配布して、事業所の取り組みを理解してもらうよう努めておられます。利用者と一緒に近隣を散歩中に会おう地域住民と挨拶を交わし、馴染みの関係を築いておられます。地元自治会の草取りに地域の一員として積極的に参加されています。令和3年度にて実習生の受け入れを6名されています。</p> |
| | (5) 情報提供の体制 自己評価：NO. 17 | <p>重要事項説明書や契約書については、書面にて説明し、利用者、家族に理解してもらったうえで適切に契約を交わされています。現在、成年後見制度を利用されている利用者もおられます。利用者に対しては、一人ひとりに適した方法で、コミュニケーションを図られています。一日の流れを個々の特性に応じて、文字や写真でわかりやすく説明し、本人の意思を十分確認されています。</p> <p>契約は利用者から解約できることを説明され、契約書にも文書化されています。また、利用者に提示する資料にはふり仮名(ルビ)を付けられてはいかががでしょうか。</p> |

| | | |
|---------------------|----------------------------------|---|
| 2 事業所におけるサービスの提供 | (1) 情報の共有化 自己評価：NO. 18-19 | 法人の理念、基本方針に沿って利用者支援をされています。毎日行う職員会議「ほほまいミーティング」を開催し、出席できなかった職員には、記録の供覧や申し送りをして情報・支援の方針を共有されています。利用者支援の技術や障害特性について定期的に専門家の助言を受け、共通理解と統一した支援につなげられています。また、事業所では、利用者に関する情報や記録、業務上の情報等も共有できる、法人全体でケース入力アプリ(サイボウズ)を活用されています。アプリの活用により、より迅速に情報共有ができています。外部からのアクセスはできないようにパスワードを設定し、保護・管理をされており、記録物は事務所のキャビネットで鍵をかけて保管されています。 |
| | (2) 職員の育成 自己評価：NO. 20-22 | 法人全体で人材育成に力を入れておられます。年間研修計画が作成されており、職員は経験や希望に応じて内部研修、外部研修を受講されています。法人内交流研修や体験研修も実施されており、プロとしてのスキルの向上に向けてお互いに学び合う場が設けられています。事業所では、「ほほまいミーティング」、職員会議を開催し、出席できなかった職員は記録の供覧や毎朝行う申し送りで情報共有されています。カンファレンスは定期的または、利用者に変化があった場合には、その都度開催されており、支援の見直しを検討されています。新人職員には先輩職員がトレーナーとして助言や指導をされています。入社後3か月は毎月、以後は3か月おきに振り返りを行い、スーパービジョンを受けることもできます。発達支援委員会が中心になって、年3回発達障害者支援の専門家の助言を得るコンサルテーションの機会を設け、支援の振り返りや実践に活かされています。質問や疑問があるときは、法人を通じて質問することができます。 |
| | (3) 適切なサービスの提供 自己評価：NO. 23-36 | 障がいの特性を知るために、利用者一人に、職員数名のチームを組み、アセスメント、ニーズ調査、支援計画を組み立てた上で、支援を行っておられます。文字や絵、写真、具体物など利用者が分かるものを用いて利用者のやりたいことやできることを把握し、個別支援計画に盛り込まれています。利用者一人ひとりにあったスケジュール、特性にあった活動の提供、一人ひとりのペースにあった環境(パーソナルスペース)を設定し、個々の活動内容・課題を絵カードや、本人のわかる方法で掲示し、活動開始や終了を視覚化することで利用者自ら行動できるように工夫されています。職員の専門性を活かして、利用者の持てる力を活かす活動・引き出す支援を提供されています。日々の健康状況は健康管理表に記入し、共有されています。年2回、医師の往診があり、変化があった場合は家族と連携して受診支援をされています。診察記録は他の記録同様、適切に保管されています。食事は隣接法人の厨房で調理されています。米や野菜は地元の食材を使い、アレルギーや好みに配慮して提供されています。入浴・排せつ支援は、利用者のプライバシー、羞恥心に配慮して同性介助を基本とされています。 |
| | (4) 家族への支援 自己評価：NO. 37-38 | 事業所が提供するサービスの内容やその意図を十分に説明されています。利用者の基本的な情報は家族とともに確認し、希望や意向を個別支援計画に反映されています。基本情報は毎年家族と一緒に確認し、更新されています。サービス提供時の様子は送迎時や連絡帳などを通して日々連絡されており、写真などで日中活動の様子を見てもらわれたりしています。家族からも意見をもらうなど、情報共有と信頼関係の構築に努められています。家族会が組織化され、年一回開催されています。家族の希望があれば利用者の状況に応じて参観・見学実施の検討をされています。 |
| | (5) 他機関との連携 自己評価：NO. 39-40 | 市の相談機関や法人の相談支援センターと連携を図られています。また、管理者が市の自立支援協議会に参画・協力されています。地域自治区の活動に参加し、地域の一員としての役割を担い、さらに連携を深めていこうと考えておられます。法人全体で地域貢献に取り組まれていることが伺えました。 |

| | | |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">3 事業所の 地域貢献</p> | <p>(1) 地域とのつながり 自己評価：NO. 41-42</p> | <p>法人全体で地域共生社会を目指し、地域貢献や地域とのつながりを深める活動をされています。また、法人全体で、BCP(事業継続計画)案を作成されています。非常食は隣接法人施設と共同で確保されています。コロナ禍が続き、地域との共同イベントの開催は困難な状況ですが、毎朝施設の近隣清掃、年2回の地域清掃などに参加されています。スタンプラリー行事には利用者と一緒に参加されました。散歩時には住民と挨拶を交わし、馴染みの関係を築かれています。地域の防災教室では職員が講師を務められました。隣接する法人本部の見学会が行われた際に、災害時に事業所1階の浴室やトイレを地域住民に開放すること伝えておられます。年1回定期的に避難訓練を実施し、消防署に報告されています。</p> <p>◎いつ起こるかわからない災害に備えて、地元関係機関との災害協定を締結され、更に協力関係を深めて行かれることを提案します。</p> |
|--|--|--|

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

| NO. | 小項目 | 設問 | 自己評価 | 第三者評価 | 改善の提案 |
|-------------------------|--------------------|--|------|-------|-------|
| 1. 福祉サービスの基本方針と組織 | | | | | |
| (1) 理念・基本方針 | | | | | |
| 1 | 理念・基本方針の確立 | 法人としての理念, 基本方針が確立され, 明文化されていますか | A | A | |
| 2 | 理念・基本方針の周知 | 理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか | A | A | |
| (2) 計画の策定 | | | | | |
| 3 | 中・長期的なビジョンと計画の明確化 | 中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか | A | A | |
| 4 | 適切な事業計画策定 | 事業計画が適切に策定されており, 内容が周知されていますか | A | A | |
| (3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ | | | | | |
| 5 | 管理者(施設長)の役割と責任の明確化 | 管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし, 遵守すべき法令等を理解していますか | A | A | |
| 6 | リーダーシップの発揮 | 管理者(施設長)は質の向上, 経営や業務の効率化と改善に向けて, 取り組みに指導力を発揮していますか | A | A | |
| 2. 組織の運営管理 | | | | | |
| (1) 経営状況の把握 | | | | | |
| 7 | 経営環境の変化等への対応① | 事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか | A | A | |
| 8 | 経営環境の変化等への対応② | 経営状況を分析して, 改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか | A | A | |
| (2) 人材の確保・養成 | | | | | |
| 9 | 人事管理の体制整備 | 必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて, 実行していますか | A | A | |
| 10 | 職員の就業状況への配慮 | 職員の就業状況や意向を把握し, 必要があれば改善するしくみが構築されていますか | A | A | |
| 11 | 職員の質の向上に向けた体制 | 職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか | A | A | |
| 12 | 実習生の受け入れ | 実習生の受け入れについて, 積極的な取り組みを行っていますか | A | A | |
| (3) 安全管理 | | | | | |
| 13 | 利用者の安全確保 | 利用者の安全確保のための体制を整備し, 対策を行っていますか | A | A | |
| (4) 設備環境 | | | | | |
| 14 | 設備環境 | 事業所(施設)は, 利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか | A | A | |

(様式第2号)

| | | | | | |
|----|------|---------------|---|---|--|
| 15 | 環境衛生 | 事業所(施設)は清潔ですか | A | A | |
|----|------|---------------|---|---|--|

(5) 地域との交流と連携

| | | | | | |
|----|--------|--|---|---|--|
| 16 | 地域との関係 | 利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか | A | A | |
|----|--------|--|---|---|--|

(6) 事業の経営・運営

| | | | | | |
|----|--------------------|--|---|---|--|
| 17 | 介護保険制度に関する意見・意向の伝達 | サービスの内容や介護報酬など介護保険制度の基本的部分について保険者等に意見や意向を伝えていますか | A | A | |
| 18 | 財務諸表の公開 | 地域住民・入所者に対して財務諸表を公開していますか。 | A | A | |

3. 適切な福祉サービスの実施

(1) 利用者本位の福祉サービス

| | | | | | |
|----|----------------|--|---|---|---|
| 19 | 利用者を尊重する姿勢① | 利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解をもつための取り組みを行っていますか | A | A | |
| 20 | 利用者を尊重する姿勢② | 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか | A | A | |
| 21 | 利用者満足の向上 | 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか | A | A | |
| 22 | 意見を述べやすい体制の確保① | 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか | A | A | |
| 23 | 意見を述べやすい体制の確保② | 苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか | B | B | ○ |
| 24 | 意見を述べやすい体制の確保③ | 利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか | A | A | |

(2) サービス・支援内容の質の確保

| | | | | | |
|----|------------------|---|---|---|--|
| 25 | 質の向上に向けた組織的な取り組み | 自己評価や第三者評価の定期的受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか | A | A | |
| 26 | 標準的な実施方法の確立 | 各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか | A | A | |
| 27 | サービス実施状況の記録 | 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか | A | A | |
| 28 | 記録の管理と開示 | サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか | A | A | |

(3) サービスの開始・継続

| | | | | | |
|----|------------------|---|---|---|---|
| 29 | サービス提供の開始① | 利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか | A | A | |
| 30 | サービス提供の開始② | サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか | B | B | ○ |
| 31 | 利用契約の解約・利用終了後の対応 | 利用者が、いつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか | A | A | |
| 32 | サービスの継続性への配慮 | 事業所(施設)の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか | A | A | |

※「改善の提案」とは評価の優劣ではなく、よりよくしていただくためのご提案であり、IV. 項目別の評価内容に記述しています。

自己評価・第三者評価の結果（サービス編:障害分野）

| NO. | 小項目 | 設問 | 自己 評価 | 第三者 評価 | 改善の 提案 |
|-----------------------------|-----------------|--|----------|-----------|-----------|
| 1 事業所運営体制の基本 | | | | | |
| (1)安心・安全・快適 | | | | | |
| 1 | 快適性への配慮 | 事業所は、利用者にとって快適な場所となっていますか。 | A | A | |
| 2 | 設備の清掃・衛生管理 ① | 調理場、水周りなどの清掃や衛生管理は、適切に行われていますか。 | A | A | |
| 3 | 設備の清掃・衛生管理 ① | トイレや手洗い場などの清掃や衛生管理は、適切に行われていますか。 | A | A | |
| 4 | 危機管理① | 風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。 | A | A | |
| 5 | 危機管理② | 食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。 | A | A | |
| 6 | 危機管理③ | 不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。 | A | A | |
| 7 | 食材管理・調理方法等 | 食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。 | A | A | |
| (2)個別支援計画にもとづく支援の仕組み | | | | | |
| 8 | アセスメントの仕組み | 利用者の障害の状況や生活状況について、定められた手順でアセスメントを行っていますか。 | A | A | |
| 9 | 計画の実施・評価・見直し | 個別支援計画の策定・評価・見直しは適切に行われていますか。 | A | A | |
| 10 | 本人の自己決定・家族の参加 | 個別支援計画は、利用者・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。 | A | A | |
| 11 | サービス開始・終了時の配慮 | サービスの開始及び終了の際に、利用者・家族の環境変化に対応できるよう支援していますか。 | A | A | |
| (3)利用者の人権の尊重 | | | | | |
| 12 | 利用者の尊重① | 職員は、利用者の障害状況や自立支援の観点を総合的に捉えて、利用者を尊重した支援を行っていますか。 | A | A | |
| 13 | 利用者の尊重② | 利用者の人権を尊重する具体的な取り組みを行っていますか。 | A | A | |
| 14 | プライバシーの保護 | 職員は、利用者のプライバシー保護について配慮していますか。 | A | A | |
| 15 | 一人ひとりの状態に応じた配慮 | サービス提供内容や活動は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、個別に配慮されていますか。 | A | A | |
| (4)人材養成 | | | | | |
| 16 | 事業所への協力者の養成 | ボランティアや地域住民に事業所を理解してもらい、応援してもらえる体制を整えていますか。 | A | A | |
| (5)情報提供の体制 | | | | | |
| 17 | 適切な契約 | サービス利用で契約が必要な場合は、適切に契約を行っていますか。 | A | A | |

2. 事業所におけるサービスの提供

(1)情報の共有化

| | | | | | |
|----|-------------------|-------------------------------------|---|---|--|
| 18 | 支援方針に対する共通理解 | 職員は、事業所で統一された方針に基づいて具体的な支援を行っていますか。 | A | A | |
| 19 | 個人情報(データを含む)の取り扱い | 利用者に関する情報の収集および管理は、適切に行われていますか。 | A | A | |

(2)職員の育成

| | | | | | |
|----|------------|---|---|---|--|
| 20 | ミーティングの開催 | 職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がありますか。 | A | A | |
| 21 | カンファレンスの開催 | 利用者支援を行う中で、定期的または必要に応じてカンファレンス(ケース会議)を開催していますか。 | A | A | |
| 22 | 指導助言の実施体制 | 必要な場面で指導助言を受けられる仕組みがありますか。 | A | A | |

(3)適切なサービスの提供

| | | | | | |
|----|-----------------|---|---|---|--|
| 23 | エンパワメントを引き出す支援 | 職員は、エンパワメントの理念に基づいた支援を行っていますか。 | A | A | |
| 24 | 利用者の意思の確認 | 意思表示が困難な利用者に対して、できる限り利用者本人の意思に沿った選択や活動となるように支援していますか。 | A | A | |
| 25 | 健康状態の把握 | 利用者の健康状態や障害の状況等を的確に把握し、異常を感じた場合は、速やかに適切な対応を取っていますか。 | A | A | |
| 26 | 喫食環境 | 利用者が食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。 | A | A | |
| 27 | 入浴支援 | 入浴支援は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、適切に行われていますか。 | A | A | |
| 28 | 排泄支援 | 排泄支援は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、適切に行われていますか。 | A | A | |
| 29 | 整容支援 | 利用者の身体状況や障害状況に応じて、身だしなみを整えるよう支援していますか。 | A | A | |
| 30 | 金銭管理等 | 事業所で通帳・印鑑や現金等を預かった場合、その管理を適切に行っていますか。 | — | — | |
| 31 | ライフステージに応じた相談援助 | 進学・就職・転職・転居・退職・入院治療など、利用者のライフステージに応じた相談に応じ、必要な支援を行っていますか。 | A | A | |

(4)家族への支援

| | | | | | |
|----|---------------|---|---|---|--|
| 32 | 家族との信頼関係の構築 | 家族に対し、サービス提供の意図や効果を説明し、信頼関係を構築するよう努めていますか。 | A | A | |
| 33 | 家族への情報提供・情報共有 | 定期的または必要に応じて、利用者の様子を報告したり、家族から利用者の様子についての報告を受けるなどの機会を持っていますか。 | A | A | |

(5)他機関との連携

| | | | | | |
|----|-------------|--|---|---|--|
| 34 | 地域内の社会資源の把握 | 利用者支援に関係する相談機関等の情報を把握し、日々の活動に活かしていますか。 | A | A | |
| 35 | 他機関との連携・協力 | 行政や専門機関、他の事業所等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。 | A | A | |

3. 事業所の地域貢献

(1)地域とのつながり

| | | | | | |
|----|----------------|--|---|---|---|
| 36 | 地域の社会資源としての事業所 | 事業所の持つさまざまな機能を地域に還元したり、地域とのつながりを作るようにしていますか。 | A | A | |
| 37 | 災害時の協力 | 災害発生時に備えて、地元関係機関との共同の取り組みを行っていますか。 | B | B | ○ |

※「改善の提案」とは評価の優劣ではなく、よりよくしていただくためのご提案であり、IV. 項目別の評価内容に記述しています。